

# 佐倉市小規模水道条例

## (目 的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この条例において「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、50人以上の者に水を供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 一 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 二 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 三 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 四 水道法第3条第6項に規定する専用水道
- 五 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道

2 この条例において「小規模専用水道」とは、小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいい、「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

3 この条例において「設置者」とは、小規模水道を布設し、又は管理している者をいう。

4 この条例において「小規模専用水道施設」とは、小規模専用水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該設置者の管理に属するものをいう。

## (水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる用件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

## (施設基準)

第4条 小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その各施設は、次の各号に掲げる用件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

- 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するものに必要な貯水能力を有するものであること。
- 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 七 小規模専用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(確認)

第5条 小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 1日最大給水量及び1日平均給水量
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 小規模専用水道施設の概要
- 五 小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- 六 浄水方法
- 七 工事の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他規則で定める事由

(確認等の通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、前条第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

第8条 小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、市長が前項の届出を受理した場合において、規則で定めるところに

より行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

(変更又は廃止の届出)

第9条 小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第10条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第11条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第12条 小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(小規模簡易専用水道の給水開始等の届出)

第13条 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(小規模簡易専用水道の管理)

第14条 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

(改善命令等)

第15条 市長は、小規模専用水道が第4条の施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 市長は、小規模簡易専用水道の管理が第14条に基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現

場、事務所もしくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の近くによつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前各項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （罰 則）

第18条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- 二 第12条の規定に違反した者
- 三 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第19条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第8条第2項の規定に違反して給水を開始した者
- 二 第10条第1項の規定に違反した者
- 三 第11条の規定に違反した者
- 四 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

#### （委 任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### （施行年月日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### （経過規定）

2 この条例の施行の前に千葉県小規模水道条例（昭和37年千葉県条例第10条）の規定により千葉県知事が行った確認、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例で、この条例の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

# 佐倉市小規模水道条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、佐倉市小規模水道条例（平成25年佐倉市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査項目等)

第2条 条例第3条第1項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表に定めるところによるものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- 一 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第1号様式）とする

2 条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 給水区域を記載した図面
- 二 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 三 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面
- 四 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- 五 その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- 二 水の供給を受ける者の数

(給水開始前の届出及び検査)

第5条 条例第8条第1項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等設備の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

(小規模専用水道の廃止等の届出)

第6条 条例第9条に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第3号様式）により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第9条の規定で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 条例第6条第2項各号に掲げる事項

二 設置者の住所及び氏名

(定期又は臨時の水質検査)

第7条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の上欄に掲げる検査を当該下欄に定める回数により実施するものとする。

検 査	回 数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね6ヶ月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査の全部又は一部を省略することができる。

3 条例第10条第1項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第2条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第8条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

二 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

三 配水池等水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。

四 給水せんにおける水が遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を0.2mg/l（結合残留塩素の場合は1.5mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定により小規模簡易専用水道の供給開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
  - 二 水の供給を受ける者の数
  - 三 水源となる水を供給する水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称
  - 四 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
  - 五 給水開始年月日
  - 六 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
  - 七 その他市長が必要と認める書類

(小規模簡易専用水道の廃止等の届出)

第10条 条例第13条第2項に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第3号様式）により、同項に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 第9条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- 二 設置者の住所及び氏名

(小規模簡易専用水道の管理基準)

第11条 条例第14条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査を行う。（必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。）
- 四 供給する水が人の健康を害するおそがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(身分証明書)

第12条 条例第17条第3項の証明書の様式は、身分証明書（別記第6号様式）とする。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。